

社会福祉法人は、社会福祉事業という公益性の高い事業を安定的・継続的に経営して行く必要があり、確固とした経営基盤を有していることが求められている。

これを踏まえ、豊中市が社会福祉法人の設立を認可するに当たって、あるいは社会福祉施設等の整備に対して助成（国庫補助等を含む。）を行うに当たって、満たされているべき最低限の基準を以下のとおり定める。

社会福祉法人に係る審査基準

- 1 「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日付け障第 890 号、社援第 2618 号、老発第 794 号、児発第 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長通知）別紙 1 社会福祉法人審査基準第 1 から第 3 まで及び「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日付け障企第 59 号、社援企第 35 号、老計第 52 号、児企第 33 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課長通知）別紙社会福祉法人審査要領第 1 から第 3 までに定める基準を満たしていること。
- 2 社会福祉施設等（以下「施設等」という。）の整備に関して国、都道府県又は市町村の補助金等の返還命令を受けたことがある場合は、その原因となった事項について国、都道府県又は市町村の指導に従って改善を行い、かつ、当該補助金等の返還を完了していること。
- 3 社会福祉事業を行うに必要な資産である施設等の整備に要する財源として、独立行政法人福祉医療機構、民間金融機関等からの借入金を用いる場合は、次に掲げる基準のすべてを満たしていること。
 - (1) 独立行政法人福祉医療機構及び大阪府社会福祉協議会以外からの借入れについては、原則として独立行政法人福祉医療機構との協調融資であること。
 - (2) 現在返済途中の既往借入金については、借入当初の計画のとおり、滞ることなく返済が実行されていること。
 - (3) 新設法人については、次に掲げる基準のすべてを満たしていること。
 - ア 支払能力
収支見込みにおける借入金の最多償還年度の借入金償還余裕率（（事業活動収支計算書における事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額＋（減価償却費－国庫補助金等特別積立金取崩額））÷借入金元利償還額×100）が 120 パーセント以上であること。
ただし、収入構造上において減価償却費用が見込まれていない社会福祉施設（都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる施設等）のみを経営する法人については、この基準は適用しないものとする。
 - イ 設備投資の妥当性
事業開始時における固定長期適合比率（貸借対照表における固定資産÷（純資産＋固定負債）×100）が 100 パーセント以下であること。
 - ウ 資本構成の安定度

事業開始時における自己資本比率（貸借対照表における純資産÷（純資産＋負債総額）×100）が 33 パーセント以上であること。

エ その他

アからウまでの基準を満たしているかどうかの判断の基礎となる収支見込みの作成や財務指標の算出に当たっては、次の事項に留意すること。

【収支見込みの作成に係る留意点】

- (ア) 事業活動収支計算書と資金収支計算書の 2 種類を作成すること。
- (イ) 借入金の償還年限分のもので作成すること。
- (ウ) 施設の利用率は、別紙の表に掲げる利用率で算定すること。ただし、実際に見込まれる利用率が別紙の表に掲げる利用率を下回ると思われる場合は、実際に見込まれる利用率で算定すること。
- (エ) 収入を算定するに際しては、不確定要素の高い加算報酬等は盛り込まないこと。
- (オ) 利用者の介護度や障害程度区分は、収入の過大算定とならないよう適正に見積もること。
- (カ) 職員給与は、常勤換算一人当たり 330 万円以上とすること。また、人員数は、配置基準数ではなく、現実の施設運営を見込んだ人員数で計算すること。
- (キ) 減価償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）によること。

【事業開始時の財務指標の算出に係る留意点】

- (ア) 流動資産は、事業開始時の運転資金の額とすること。
- (イ) 固定資産は、土地及び建物（工事費＋設計監理費）その他の固定資産の合計額とすること。
- (ウ) 流動負債は、存在しないものであり、0 とすること。
- (エ) 固定負債は、借入金の額とすること。
- (オ) 純資産は、資産合計（流動資産＋固定資産）から負債合計（流動負債＋固定負債）を減じた額とすること。

(4) 既設法人については、次に掲げる基準のすべてを満たしていること。

ただし、当該年度特有の要因により財務状態が平年の状態と異なる場合（財務状況が平年より良くなっている場合及び悪くなっている場合の双方を含む。）は、その要因による影響を排除した財務状態が次に掲げる基準のすべてを満たしていること。

ア 支払能力

- (ア) 直近の年度末の流動比率（貸借対照表における流動資産÷流動負債×100）が 120 パーセント以上であること。
- (イ) 直近の年度末及び収支見込みにおける借入金の最多償還年度の借入金償還余裕率（（事業活動収支計算書における事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額＋（減価償却費－国庫補助金等特別積立金取崩額））÷借入金元利償還額×100）が 120 パーセント以上であること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この基準は、適用しないものとする。

- a 収入構造上において減価償却相当分が見込まれていない社会福祉施設（都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる施設等）のみを経営する法人
- b 収入構造上において減価償却相当分が見込まれていない社会福祉施設（都

道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる施設等)の老朽化等に伴う改築・改修事業

イ 設備投資の妥当性

直近の年度末の固定長期適合比率（貸借対照表における固定資産÷（純資産＋固定負債）×100）が 100 パーセント以下であること。

ウ 資本構成の安定度

直近の年度末の自己資本比率（貸借対照表における純資産÷（純資産＋負債総額）×100）が 33 パーセント以上であること。

エ その他

アからウまでの基準を満たしているかどうかの判断の基礎となる収支見込みの作成に当たっては、次の事項に留意すること。

【収支見込みの作成に係る留意点】

- (ア) 事業活動収支計算書と資金収支計算書の 2 種類を作成すること。
- (イ) 借入金の償還年限分のものを作成すること。
- (ウ) 既存事業の部分、新規事業の部分、法人合計を区分して作成すること。
- (エ) 新たに事業開始する施設の利用率は、別紙の表に掲げる利用率で算定すること。
ただし、実際に見込まれる利用率が別紙の表に掲げる利用率を下回ると思われる場合は、実際に見込まれる利用率で算定すること。
- (オ) 収入を算定するに際しては、不確定要素の高い加算報酬等は盛り込まないこと。
- (カ) 利用者の介護度や障害程度区分は、収入の過大算定とならないよう適正に見積もること。
- (キ) 職員給与は、常勤換算一人当たり 330 万円以上とすること。また、人員数は、配置基準数ではなく、現実の施設運営を見込んだ人員数で計算すること。
- (ク) 減価償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）によること。

(別紙)収支見込作成の当たりの利用率

	第1年次	第2年次以降
保護施設		
救護施設	95%	100%
更生施設	85%	90%
授産施設	70%	75%
宿所提供施設	40%	45%
老人福祉施設		
養護老人ホーム	90%	95%
特別養護老人ホーム	95%	100%
軽費老人ホーム(A型・B型)	90%	95%
ケアハウス	90%	95%
障害者支援施設等		
障害者支援施設	85%	90%
福祉ホーム	80%	85%
婦人保護施設	45%	50%
児童福祉施設		
乳児院	80%	85%
母子家庭支援施設	95%	100%
児童養護施設	85%	95%
知的障害児施設	80%	85%
自閉症児施設	60%	65%
知的障害児通園施設	95%	100%
盲児施設	70%	75%
ろうあ児施設	40%	45%
難聴幼児通園施設	85%	90%
肢体不自由児施設	85%	90%
肢体不自由児通園施設	60%	65%
肢体不自由児療護施設	85%	90%
重症心身障害児施設	90%	95%
情緒障害児短期治療施設	85%	90%
児童自立支援施設	45%	50%
保育所	95%	100%
有料老人ホーム	75%	80%
授産施設	80%	85%
宿所提供施設	80%	85%

(※) 障害福祉サービス事業など、上記以外のものについては、実際に見込まれる利用率を用いること